

万引きを繰り返す高齢者の行動を 説明するためのモデル構築

江 崎 徹 治

はじめに

- 1 加齢と犯罪の関係
- 2 高齢者の特性
- 3 犯罪理論の検討
- 4 高齢者犯罪を説明するための統合モデル
- 5 今後の展開

はじめに

我が国の高齢化率の上昇速度は、少子化や医療体制の充実、公衆衛生思想の普及などによって先進諸国の中で最も速く、労働人口の確保や社会保障費の縮減が政策課題となっている。一方、一般刑法犯総認知件数が激減する中において、高齢者の一般刑法犯検挙人員が他の年齢層に比較して著しく増加している。法務総合研究所は、平成20年版犯罪白書（2008）において「高齢者犯罪の実態と処遇」というサブタイトルを掲げ高齢者犯罪の現状を紹介するとともに、原因分析の重要性を訴えた。

高齢者犯罪の原因分析を試みた主な研究としては、国内では、太田（2009）が警察大学校警察政策センターと3年間かけて行った大規模な共同研究のほか、北海道（2007）、岩手県（2008）、警視庁（2010）、香川県（2013）などの警察本部が地元大学の研究者らと共同で行ったものが挙げられる。これらの研究では、高齢犯罪者に共通する問題として「家族や近隣からの孤立」を挙げている。

また、国外では、Berry & Laurie (1996) の「万引きを企図する消費者の情緒と道徳的認知の効果」や Blanco, Grant, Simpson, Alegria, Shongmin, & Hasin (2008) の「アメリカ成人の生涯における万引き行動と各種障害との関係」、Aday & Keabill (2013) の「高齢者犯罪パターンの時代比較」などがある。ただし、太田 (2009) が指摘するとおり、実証研究は極めて少ない。

太田 (2009) が、「日本の高齢者犯罪の増加は世界的にも特異な状況」と指摘していることなどを受けた堀田ら (2010) は、「なぜ、日本だけが突出して高齢者の犯罪の構成比率が高いのか…質的な調査がみられない」と問題提起しているが、著者としては、この問題提起に耐えられるような研究成果は発表されていないと思っている。

日本で犯罪研究が進まない最大の理由は、標本収集の困難性にある。特に、万引きのような軽微な犯罪の標本は捜査段階で収集することが重要 (太田, 2009) なのだが、警察犯罪統計原票はもともと高度な統計分析を行うことを意識して作成されておらず心理分析等には不向きである。このことは、実際に警察本部と共同研究を行った香川大学の久保ら (2013) も指摘しているし、元警察官である筆者も痛感しているところである。また、被疑者に対する自答式質問紙調査は、たとえ被疑者の任意の協力を得た上、時間や場所を変えて行えたとしても取調べを巡る厳しい情勢下では制度的に困難である。まさに、「警察だからできない」のである。さらに、仮に警察庁又は都道府県警察本部との共同研究ができたとしても、被疑者の供述を基に取調べを担当した警察官から回答を求める方法は現場警察官の負担が大きく、多くの研究者が考えるような系統だった調査は不可能に近い。

ところで、犯罪原因理論に目を向けると、既存の理論はほとんど少年を対象として考えられてきたものである。その理由は、犯罪の多くは少年によって行われているという事実と犯罪行動の始まりがその時期に特徴的であると同時に可塑性に富んでいるということから容易に理解できる。したがって、少年の特徴的な発達段階を中心とした理論がそのまま高齢者に適用できるか

疑問である。また、高齢者犯罪は、歴史・風土、政治・経済、刑事・司法、福祉・医療といった国の根幹にかかわる問題（城, 2008；細井, 2012）も含んでいる。人の長寿化は、日本だけで進んでいるわけではなく、特に先進国において高齢者に関する研究がいろいろな角度から行われているが、高齢者犯罪全体を見渡した研究は少ない。そのような中で、イギリスにおいては2002年に「犯罪に至る社会的文脈」ネットワーク（SCoPiC；Social Context of Pathway in Crime）が創立され、社会的文脈のなかでの犯罪学の統合に関する検討がなされていることは特筆すべきである。主宰者であるウィクストラムは、犯罪を道徳規範の違反ととらえ、生涯発達の観点から個人的特徴、経験、環境特性の相互作用を明らかにするという観点での犯罪理論の統合を提唱している（Wikström & Sampson, 2006=2013）。

また、SCoPiCにおける研究でも取り上げられているが、ラубとサンブソン（Laub & Sampson, 1993, 1995, 2003）やマルナ（Maruna, 2001）は、成人の犯罪からの立ち直りの可能性やそのプロセスを研究している。日本においても、石川ら（2014）が高齢等を理由とする出所者の再犯防止対策として2009（平成21）年から本格的に始まった地域生活定着支援事業の成果について報告している。

このような理論の背景には、パーソナリティの生理学的モデルやコンピュータの飛躍的な進展に伴う人間の行動制御プロセスの研究が大きく貢献している。特に、犯罪は遺伝と幼少期の育成環境によるパーソナリティ形成過程における善悪の観念（良心）の条件づけの困難性が原因であるとしたアイゼンク（Eysenck, 1964=1966）の犯罪者人格理論が原点となった。さらに、その理論に修正を加え、遺伝と生活環境によって形成される脳内の行動抑制系 BIS（Behavioral Inhibition System）と行動活動系 BAS（Behavioral Activation System）気質という感受性の極端な強弱が原因であるとするグレイ（Gray, 1970, 1987, 1994, 2001）の強化感受性理論やニューラル・ネットワークマシンを開発したミンスキー（Minsky, 1985, 1986, 2006）の知見によるところが大きい。

これら犯罪学や刑事政策の最近の動向を踏まえて考察すると、万引きを繰り返す高齢者は、馴染んだ店に入ると万引き行為を「する／しない」という選択肢すら働かせることなく万引き行為をしてしまう、すなわち習慣づけられた行為なのではないかという仮説が導き出される。

そこで、本モデルにおいては、万引きは習慣づけられた行為であるという仮説に基づき、万引きを繰り返す高齢者の行動と万引き習慣からの立ち直りにどのような支援が必要なのかを説明することを目指す。

そこで、第1に、先行研究や警察統計を用いて加齢と犯罪にどのような関係がみられるのか概観する。第2に、老年学、心理学、社会学という周辺領域の知見を概観する。第3に、既存の犯罪理論を概観して高齢者犯罪の説明への利用可能性を検討する。第4に、それら理論の統合の可能性を探る。

1 加齢と犯罪の関係

太田(2014)は、警察大学校警察政策センターとの共同研究を基に、i) 65歳以上の刑法犯検挙人員のうち3分の2は高齢になってから初めて検挙されている。ii) 高齢期以前から複数の検挙歴のある早期累犯型の高齢犯罪者の割合は21%である。iii) 検挙された高齢犯罪者(被疑者)のうち73%が微罪処分になっており、窃盗に限定すると約8割に達する。また、他の年齢層と比べて微罪処分が多用されているだけでなく、前歴のある者についても44%が微罪処分となっているという重要な事実を明らかにしている。さらに、「単純なダイバージョンだけでは更生が危ぶまれるという高齢者に対しては、微罪処分に併せて社会的な支援なり指導なりといった働きかけや見守りをする必要があると思われる」という具体的な提言をしている。一方、平成20年版犯罪白書(2008)では、「早期累犯型が非常に多くなっている」と述べられ、結果が矛盾しているように思える。この理由について太田(2014)は、「(犯罪白書は)受刑者に対する調査なので(傍点筆者)警察段階での微罪処分や検察段階での起訴猶予処分が対象とされていない」と解説し、「軽微な犯罪の標本は捜査段階で収集することが重要」という自身の意

表1 1989年を基準とした2014年の年齢層人口及び罪種別検挙人員増加率

	総人口	総検挙	殺人	強盗	傷害	暴行	窃盗	詐欺	乗物盗・ 占脱	万引き
14歳未満	0.71	0.34	1.00	1.13	1.16	1.87	0.27	0.41	0.21	0.31
14～19歳	0.60	0.37	0.35	0.48	0.31	0.43	0.24	1.61	0.18	0.25
20～24歳	0.70	1.14	0.37	1.42	0.48	1.53	1.33	2.27	0.61	1.26
25～29歳	0.84	1.86	0.62	1.85	0.84	2.29	2.40	2.81	0.77	1.57
30～39歳	0.92	2.04	0.61	2.21	1.14	3.16	2.80	1.92	0.70	1.54
40～49歳	0.95	1.95	0.56	2.22	1.12	3.57	2.82	1.28	0.57	1.57
50～59歳	0.99	1.95	0.61	2.49	1.73	6.21	2.07	1.49	0.80	1.42
60～64歳	1.37	3.59	2.09	5.71	4.83	19.04	3.31	2.62	2.04	2.30
65歳以上	2.31	7.85	3.08	14.50	11.03	71.75	7.50	5.93	4.22	7.20
うち65～69歳	1.87	5.63	5.57	10.00	9.67	55.85	5.02	5.11	3.21	3.90
うち70歳以上	2.53	9.91	3.41	36.00	12.62	92.19	9.70	7.36	5.18	10.09
1989年を基準とした倍率	1.03	1.15	0.70	1.47	0.81	2.67	1.05	1.84	0.36	0.93
65歳以上が占める割合(%)	25.88	6.84	4.04	11.25	13.56	26.84	7.15	3.22	11.64	7.70

見を裏付けている。

表1は、1989（平成元）年を基準とした、2014（平成26）年の各年齢層の人口とそれら10万人当りの一般刑法犯の罪種別検挙人員の増加率を示したものである。全ての罪種で年齢層別人口の増加率を上回っているのは60歳～64歳より上の年齢層である。また、その増加率は70歳以上、65～69歳、60～64歳、50～59歳の順で高い。25～49歳までの倍率が高いのは、ここ2、3年の侵入盗と車上荒らしの検挙人員が倍増したことによる。

表2は、すべての年齢層で検挙人員が最も多い万引きについて1989年から2014年までの年齢層人口10万人当たりの検挙人員の推移を示したものである。

65歳以上の検挙人員の増加が顕著になったのは2000年ころからである。

若年期からの累犯者が多いのであれば、横軸の暦年に対し縦軸の年齢層人口10万人当たりの検挙人員の増加傾向が斜めに現れるはずである。ところが、

表2 年齢層人口10万人当たりの万引き検挙人員の推移

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
14歳未満	73	53	50	38	51	57	58	60	76	84	60	52	50	52	51	51	49	42	40	43	50	50	48	39	39	34
14～19歳	408	322	289	219	258	294	319	372	508	548	434	414	446	476	469	486	467	395	377	357	400	390	358	272	239	202
20～24歳	43	39	37	35	40	43	46	47	55	64	64	63	70	76	89	90	91	83	77	73	77	81	77	71	88	74
25～29歳	34	27	27	25	29	29	32	30	34	35	35	38	42	48	56	60	62	59	56	56	60	59	58	55	74	66
30～39歳	33	27	26	25	29	31	31	31	32	33	32	35	37	43	48	53	55	52	49	51	53	53	51	50	60	56
40～49歳	37	30	29	28	32	34	35	36	37	39	41	43	44	50	54	58	60	59	55	56	58	59	56	55	62	61
50～59歳	45	37	35	34	39	42	44	46	47	49	52	57	59	67	72	76	77	75	72	72	73	72	69	66	72	66
60～64歳	41	35	36	36	44	47	50	54	56	57	62	65	67	72	79	88	94	92	85	85	82	79	79	76	85	80
65～69歳	38	34	33	33	37	42	44	50	52	57	64	69	72	82	87	98	101	99	95	96	97	96	96	89	86	78
70歳以上	23	19	22	21	25	28	29	32	34	35	40	45	49	56	65	77	87	92	94	96	92	92	94	95	92	89

■ 100人以上 ■ 90人以上 ■ 70人以上

表2では2000年ころから、50歳を境に、それ以上の年齢層ではいずれも増加傾向が顕著になっている。つまり、図2を見る限り、この現象は生年コホートで説明がつくのではなく、50歳という年齢に達することに問題点が見いだされる。

高齢者犯罪で、特に増加率が著しい罪種は、表1のとおり財産犯である窃盗罪のうち「万引き」と粗暴犯である「暴行罪」、「強盗罪」、「傷害罪」である。

2012年には、「万引き」における高齢者の検挙人員の絶対数が少年のそれを超えている。また、「暴行罪」は、2004年8月から微罪処分対象事件として運用されるようになったことで成人の総検挙人員そのものが増加しているが、高齢者は他の年齢層と比較して送致人員、起訴人員、刑事施設入所人員とも激増しており、微罪処分の影響だけではないといえる。

高齢者の一般刑法犯検挙人員の増加率は、いずれの罪種においても高齢者

率の増加だけでは説明できない。

2 高齢者の特性

(1) 「老年学」からのアプローチ

人は、一般的に加齢とともに肉体や精神が衰える。ほとんどの研究者が加齢による体力、認知能力、感覚、精神運動などの低下という問題を取り上げている。ただし、「老年学」は、あくまでサクセスフル・エイジングやウェル・ビーイングを追及した学問であるから、加齢と犯罪行動に関するようなネガティブな研究はなされていない。古川（2014）も、「現実のところ、高齢犯罪者のみを他の年齢層と比較して対象化していくことはできそうもない」と述べている。

裏返せば、高齢になって犯罪を行う者は、サクセスフル・エイジングやウェル・ビーイングに失敗した人々であるといえるのではないか。

高齢期においては、誰もが加齢に伴う機能喪失と直面している。また、人生の過程で多くの失敗や挫折を経験していても、それを抹消したり交換したりすることはできない（Levinson, 1978=1992）から、自らの現状と葛藤している。ただし、突然高齢者になるわけではないから、ほとんどの人は身体機能の減退や過去に経験した事柄を受け入れるための準備を段階的に行っているはずである。筆者は、この段階的な受け入れ準備の過程において、自信を喪失して絶望感に浸るか、自由度の高さを肯定的に捉えてゆったりと暮らしていけるかは、それまでの自分の人生を受容できるかどうかにかかっているのではないかと考える。そして、そのためには、他者の援助を素直に受け入れるパーソナリティとそれに基づく良質な人間関係の構築が欠かせないと考える。これに成功することが、サクセスフル・エイジングやウェル・ビーイングの基本ではないか。

「老年学」で得られた知見で高齢者の特性が犯罪とかかわるのは主に、知覚を含む健康状態、責任能力を含む認知、パーソナリティを含む精神運動であろう。当然のことながら、既存の犯罪原因理論でも取り上げられている生

活環境という問題を見捨てることはできない。

(2) 心理学からのアプローチ

生涯発達という観点から、幼児や児童期における人格の発達段階に焦点を当てた代表的な理論としてはフロイト (Freud, 1920, 1923) の精神分析論が挙げられるが、下仲 (2012) は、フロイトについて、「青年期 (性器期) で発達は最終段階を迎え、その後の中年期、高齢期は形成された人格の総仕上げか、その特徴がさらに固定化する時期ぐらいにしか考えていなかった」と述べている。その後、ユング (Jung, 1960) やエリクソン (Erikson, 1959, 1982)、レヴィンソン (Levinson, 1978=1992) らは、人格はライフサイクルを通して段階的に発達するという立場で研究成果を発表している。ただし、ユングは、中年期の人格発達に注目したが、最後の高齢期については、児童期と同じく他者への完全依存の時期であり、問題のない時期と見ている。また、レヴィンソンは、研究当時、自身が45歳であったことから、35歳から45歳までの40人の男性を対象に面接法から個人史を作成し、それに基づいて成人前期 (17歳から40歳)、中年期 (40歳から60歳) のそれぞれに発達期 (安定期) と前後の期の橋渡しをするために5年程度の過渡期があるとした。そして、「過渡期の最も基本的な問題は、次の新しい生活構造を作り上げられるように現在の生活構造を見直し、修正することである」と述べている。ただし、各時期の課題によってしばしば危機に陥り、深刻な内面的葛藤が生じやすいとする。さらに、このライフサイクル論を完全なものとするために、高齢期 (60歳以上) と晩年期 (80歳以上) の暫定的な見解を、以下のとおり述べている。なぜ、暫定的かということ、「自分が経験していない年齢のことについては理解できないからである」と述べている。筆者も、同様の観点から高齢者のことは、高齢者が研究すべきであると考えている。レヴィンソンは、「高齢期の発達課題は社会から報いられることに関心を示すよりも自分の内面的資質を活用することに関心を増す。また、自分の人生、それは完全無欠ではなかったとしてもそれを受け入れることが重要となる」という仮説を述べている。一方、エリクソン (Erikson, 1959) は、人の生涯は出生から死に

至るまで各々新しい成長の可能性を持った段階の連続であるとし、生涯に8つの発達段階を仮定したライフ・コース理論を構築した。各段階では違った重要な発達課題があり、それを達成した場合と達成できなかった場合の心理状態を仮定している。高齢期は、人生最後の段階で65歳前後から始まるとされ、この時期での重要な課題と達成できなかった場合の危機は「統合対絶望」であるとしている。エリクソンは、課題を達成できなかった場合の絶望を「アイデンティティの拡散」と呼んでいる。そして、「これまで生きてきた人生全体について、それがたとえ完璧な人生でなくてもその人生に意義と価値を見出すことができれば高齢期を絶望感や苦しさを味わわずに過ごすことができ、死の訪れを受容することができる。しかし、統合に失敗した者は、もう人生をやり直すことができないという絶望の淵に立たされてしまう」と主張した。エリクソンは、晩年「ライフサイクル、その完結」において、人生には第9段階があって再び最初の段階に回帰し、前段階のアイテムを後の段階に相応しい形に焼き直す「発達のための退行」が生じると仮定した（Erikson, 1982）。これは、年齢に特有の葛藤を解決するための試みであると述べている。この考えを表した理由は、8つの段階を考えたのはエリクソンが中年期であり、自身を真に老いた者として想像してみる気持ちもなければ、その能力もなかったからであり、自身が80歳になった現在、発達というものの全ての歴史的相対性を考え直した結果であるとしている。

(3) 社会学的なアプローチ

第1に、コホートの問題である。中尾（2014）は、1940年から1946年の間に出生したコホートを問題にしている。確かに、このコホートは戦後動乱期に十代の少年であり、少年犯罪の第1次ピーク時を形成した。また、2000年ころに高齢者となり、その頃から高齢者犯罪が増加した。したがって、このコホートに問題があることは否定できない。ただし、図2で説明したとおり高齢者犯罪の増加は生年コホートのみで解決するのではなく、50歳という年齢に達することを問題にすべきである。

第2に、「孤独」、「孤立」という問題が挙げられる。平成28年版高齢者白

書によれば、高齢者のいる世帯構成は単独世帯が増加傾向にあり、2014（平成26）年では約25%を占めている。近所の人との付き合いについて、相談する／される、病気の時に助け合うと回答する割合が、調査対象国のなかで低い水準となっており、さらには家族以外の人で、相談や互いに世話をし合ったりする友人がいない割合は高い水準となっている。

第3に、「貧困」という問題が挙げられる。同白書によれば、経済的な意味で、日々の暮らしに困ることがあるか尋ねたところ、経済的に困っていない高齢者の割合（「困っていない」と「あまり困っていない」の計）は、スウェーデンが87.3%で最も多く、日本77.5%、ドイツ77.0%、アメリカ68.3%と続いている。

橘木（2016）は、高齢者間の格差について、「高齢者の経済格差を生む最大の要因は、高齢になる前にどれだけ教育を受けるかに始まって、どのような職業でどこで働くかが賃金や所得を決め、消費・貯蓄で代表されるような生活のあり方などが高齢者の年金に代表されるような所得、そして何よりも重要なのは資産の額を決めるのである。さらに強調すべきことは、親の世代からどれだけの額の遺産を受領するのか、あるいはしないのかも決定的な影響力がある。……夫婦ともに健康であれば問題は少ないが、どちらかが死亡して高齢単身者になったとき、生活苦、看護、介護、一人暮らしの寂しさなどで、困難が一挙に押し寄せる」と述べている。さらに、このような困難を生んだ要因として「人口の年齢構成の変化は国民が低出生率を選択した結果のことなので、いかに子供を育てる環境が社会の中に整っていないとしても、国民全体でその責任を負わなければならない。……世代間対立を生んだ要因のうち、かなりの割合で国民自ら選択したことによる結果であると解釈できるので、もし世代ごとに不満があるのならその責任のかなりの割合を国民で補う必要があると言える」と述べ、政府と同じだけ国民にも責任があることを指摘している。

ウルズラ（Ulsula, 1984=1991）は、社会的な接触の範囲が狭いのは、高齢者の能力を社会の利便性が奪った結果だとしている。また、孤独と孤立の

概念の違いについて明確にした上、マスメディアや国民によって孤立した老人像がつけられているとして、高齢者に対するステレオタイプに対して強く批判している。また、老齢世代の社会的ハンディキャップが指摘されているが、「心理学に対して全く同様に（Thomae, 1973, 1976）老いの差異社会学が要求されなければならない」と主張している。ただし、「より一層重要な点は、精神的怠惰であり、情報的手段と教育器具の利用が比較的少ししかないことであろう」と高齢者自身の問題点も指摘し、「現代社会における老人の一つ一つの問題集団の成立に対する罪を、ただ経済的狀態にのみ押しつけることや、ただ財政的狀態の改善のみによってのみ、除去することができると思ふようなことは、いずれにしても誤りであろう」と述べている。つまり、高齢者になるための備えを怠った人々がいることや自ら積極的に高齢者の仲間入りをしようとする人々の存在を厳しく批判し、社会構造にのみ責任を転嫁すべきでないことを強調している。

高齢者の検挙人員の増加については、2つの側面が考えられると思う。一つは、これまでは社会が高齢者に甘かったが、高齢化が進んで社会が高齢者を特別扱いしなくなった。つまり、暗数が顕在化したという考え方である。もう一つは、刑事施設の入所人員も激増していることを併せ見れば、一定の年齢に達すると社会的不適合を起こす。つまり、犯罪を起こす高齢者が現実増加しているという考え方である。筆者は、ウルズラの主張に同感である。従って、本研究では、犯罪を起こす高齢者が実際に増加しているという立場をとる。ただし、万引き行為を繰り返す高齢者の増加の背景として社会構造の変化があることは明白であると考ええる。しかし、全ての責任を社会構造に転嫁するものではない。

3 犯罪理論の検討

影山（2013）は、ライフ・コース理論を紹介する中において、高齢者犯罪の説明理論がないことを指摘している。そして青少年期以降の犯罪について説明したラウブらの研究成果（Laub & Sampson et al. 1993, 2003）を犯罪

統合理論と位置づけ、「発達の諸段階を通じて影響する一連の出来事が犯罪関与の起因となっているとされる」と述べている。また、津富ら（2014）は、マルナ（Maruna, 2001）の「Making Good」の翻訳において、「自分史のやり直し」という表現で犯罪者の立ち直りに関する新たな知見を提供している。そして、「例えば、 Sampson とラウブの離脱の構造的な相関因子と予測因子に関する研究を補足することになるだろう」と述べている。筆者は、長い人生を生き抜いてきた高齢者の犯罪は、その人が辿ってきた人生の発達過程を比較するような方法によらなければ説明できないのではないかと考えている。

(1) 犯罪とパーソナリティ

太田（2014）は、高齢者犯罪の背景について「経済的な理由だけが決定的要因であるようには思われない。…高齢者を取り巻く様々な要因に加え、社会的な孤立が加わることで高齢者の犯罪発生を促進しているのではないか」という仮説を提唱している。

実際、我が国の高齢者犯罪が激増しているとはいえ、検挙人員の8割以上を占める万引きでさえも表2のとおり当該年齢総人口の1%にも満たない。そうすると、「何故、万引きする高齢者がいるのか」というよりも「何故、多くの高齢者は万引きをしないのか」という説明をすべきではないだろうか。ここで注意すべきは、性悪説か性善説かという極端な対場を取ると理論的な広がりがなくなるということである。この点、ウィクストラム（Wikström, 2006=2013）は、万引きのような常習的に行われる軽微な犯罪は習慣であり、そこでは道徳的規範は働いていないとする「Situational Action Theory of Crime Causation」（犯罪生成の状況的行動理論）を提唱している。つまり、犯罪に至るプロセスを単純に、問題→選択肢→選択→行為という流れだとすれば、通常、ほとんどの人は、犯罪を行おうという選択肢すら頭に浮かばないはずである。ところが、万引きのような軽微な犯罪が習慣となっている高齢者が慣れ親しんだ状況下に置かれると、選択肢→選択という部分が抜けてしまうのである。つまり、そこには道徳規範が働かない

から無意識に行動（万引き）が起きてしまうのである。そして、ウィクストラムはこの理論の目的を、「個人の特徴、経験、環境特性がどのように相互作用して、法に定める道德規範の違反に個人を向かわせるかを説明することにある」とする。

Sampson と Laub (Sampson & Laub, 1993) の ライフ・コース理論では、成人の犯罪者は良質な結婚生活に入ったり、安定した仕事に就いたりすれば、犯罪から足を洗うことが起こりうる。つまりは社会的絆の存在と強さによって犯罪行動上の変化が説明可能であるとするコントロール理論を基礎としており、なぜ人はその人生の種々の時点を通して犯罪に走ったり、足を洗ったりするのか説明するのに社会的絆の変化を採用している。ただし、貧困、住居の可動性、家族規模、雇用の有無や移民的地位のような「構造的背景因子」によって影響されること及び問題のある気質、早期の素行障害などの幼児の個人差もまた社会的統制を達成する試みに影響を与えることを認め、理論的な迷いが伺われる。そして、Sampson と Laub (Sampson & Laub, 1995) は、その後の研究で「雇用、それ自体は、犯罪からの離脱に影響を与えない」と主張した。そうではなく「仕事の安定性、仕事へのコミットメント、労働者・雇用者の相互的な結びつき」が存在する場合に限り、雇用は犯罪性を減少させるのである。従って、犯罪からの離脱は、様々な社会的愛着の有無だけではなく、これらの相互行為（社会的愛着）の、強さの認知、質の認知、相互依存度の認知にも依拠しているとする。

この点、ウィクストラム (Wikström, 2006 = 2013) は、「現在最も支持されている犯罪原因の理論は Gottfredson & Hirschi, (1990) によるものであり、自制の極めて重要な役割が強調されている。彼らの観点によると、自制心は人生の初期に発達し、その後は生涯にわたって安定する個人的特性である。彼らは、自制心がうまく働かない人は犯罪行為に及ぶ可能性が高いと考えている。自制は特質ではない。自制心を働かせることができるのは、個人が行動選択肢について深く考えた場合のみである」と述べ、セルフ・コントロールの重要性について認めつつも犯罪行為の主要因だとすることについて

は批判している。

ただし、タンネイら (Tangney et al., 2004) は、子供から高齢者まで適用可能なセルフ・コントロール尺度を開発し、大規模な調査の結果高い尺度得点を示す人ほど、学業成績が優れ、精神疾患過食、アルコール依存といった問題が少なく、対人スキルに優れ、良好な人間関係を築いていることを明らかにした。さらに、ウォルフら (Wolfe et al., 2015) は、ゴットフレッドソンとハーシの理論は適切な標本収集と分析手法によれば高齢者の軽微な犯罪に対しても有効であることを報告している。

一方、アイゼンク (Eysenck, 1964=1966) は、「なぜ多くの人が事実、社会の規範に背かない、法を守る市民であり、犯罪を行わず、法律に触れることもなく平和な生活を送っているのか」という問題を投げかけている。そして、犯罪統制の根拠を、長期にわたる条件づけ過程の成果としての「良心」に求めている。アイゼンクの意見は、脳神経科医である訳者によって、「パブロフの古典的な条件づけに集中され、オペラント条件づけと犯罪との関係がほとんど論じられていない」と指摘されている。また、パッシングガム (Passingham, 1972) は、アイゼンク理論の1972年までの全ての論文をレビューし、ほとんどの研究で基礎的デザインに不備があることを見つけた。これに対し、バートル夫妻 (Bartol & Bartol, 2005) は、「ある特定のパーソナリティがある特定の犯罪に結びつくかどうか判断するために、研究者は犯罪者のカテゴリーの研究を是非ともしなければならない。…これらの結果は、その実験が注意深く行われたのであれば、新しいデータを説明するように理論が修正される可能性があることを示唆している。アイゼンクの理論は全体としては、まだ将来性があり有用であろう」と述べている。さらに、近年においてファリントンら (Farrington et al., 1982) やホリン (Hollin, 1989) は、犯罪者の大部分が精神病質項目と神経質項目は高い得点ではなく、外向性の得点が高いことを報告している。また、サモンズ (Sammons, 2010) は、「アイゼンクの理論は、最終的には犯罪行為として現れる基礎となる傾向が子供の頃に検出可能であること及び彼らが犯罪者に成長しないよ

うにハイリスクの個人の社会体験を変更することが可能であることを示唆している」と一定の評価をしつつ、「高い外向性得点と、犯罪との関係は明らかではないが、一つの可能性として、外向性得点は、実際には2つのもの、社交性と衝動性を測定するものであり、犯罪は、前者ではなく、後者に関連付けられている可能性がある」と述べている。バートル夫妻（2005）は、「我々はアイゼンクの理論を安易に捨てることはできない。十分な研究が行われれば、なぜ結果が曖昧なのかに関する仮説と研究を保障する、この見解を支持する結果が見つかるに違いない。…明らかに、より多くの研究がこのパーソナリティ次元に向けて行われるべきである」とアイゼンクの研究を無視すべきではないことを強調している。

これに対しグレイ（Gray, 1972, 1981）は、アイゼンクが犯罪の原因を神経症的パーソナリティと内向性・外向性パーソナリティ（良心=条件づけ）という2次元で説明しようとする理論には無理があると批判し、不安と衝動性というパーソナリティに関連した環境要因への反応があるとする強化感受性理論を主張した。これらの神経学的システムは、懲罰、報酬、及び新奇性の信号に敏感で目標への接近を阻害する行動抑制系システム（BIS：Behavioral Inhibition System）と目標指向の努力と目前の報酬の手がかりに従う報酬接近系システム（BAS：Behavioral Activation System）で、それぞれ独立した神経系では区別される。グレイの理論を基にカーバーとホワイト（Carver & White, 1994）は、目前に迫った懲罰や報酬に対する自己申告方式の実験により BIS/BAS 尺度を開発している。また、高橋ら（2007, 2008）は BIS/BAS 日本語版尺度を開発し、その信頼性・妥当性及び双生児法による生物化学的基盤との対応関係を確認している。さらに、カシオポとパトリック（Caciopo & Petrick, 2008）は、孤独感、人間が進化生物学的に備えた生存に必要な正常な警告であるがセルフ・コントロールを低下させると主張している。

アイゼンク（Eysenck, 1964=1966）も述べているように犯罪者になるパーソナリティはないと考えるが、パーソナリティの影響で道徳心が薄れやす

かったり、加齢とともにパーソナリティが先鋭化したりする（下仲，1997）とされる。また、榎本（2009）は、パーソナリティの可能性について、マルナ（Maruna, 2001）のナラティブ研究を取り上げ、「自己物語が変化すれば、行動のとり方も変わることになり、行動のとり方がパーソナリティであるとすれば、自己物語の変化はパーソナリティの変化を意味する。この観点からすれば、パーソナリティの変容は自己物語の変容をたどることで検討できることになる」と述べている。

パーソナリティの発達の変化をもたらす要因として、バルテスラ（Baltes et al., 1980）は、人間の生涯にわたる発達の変化に影響する要因を年齢的要因、歴史的要因、標準化不能な要因の3つとする。一方、榎本（2014）は、歴史的要因と標準化不能な要因をまとめて偶発的な要因とし、年齢に関した要因を生物学的要因と社会・文化的要因とに分け、偶発的な要因を個人的要因と社会的要因とに分けている。さらに、榎本（2009）は、「子ども時代には、身体的成長や知的発達が著しく、学校における学業や集団生活も家庭におけるしつけも年齢段階を基にして行われるため、年齢に関連した要因による影響が大きい…老年期には、特に生物学的要因による制約が強まると考えられる」と述べている。つまり、成人のパーソナリティは、生涯を通じて比較的安定した特性であるが、その人が体験したストレスフルなイベントや置かれた社会的環境によって変化し得ると考えられる。

筆者は、バートル夫妻の主張を参考にして罪種（手口）や対象者の属性を絞って標本を収集するとともに、BIS/BAS感受性がセルフ・コントロールや高齢者の万引き行動とどのように関係しているのか及びBIS/BAS感受性が人生史という文脈の中での環境や発達課題の達成度とどのような相互作用があるのかを検討する。

(2) ライフ・コース理論

成人の発達に関する生活史的研究をもとに成人期の発達段階の様相を詳細に記述したレビンソン（Levinson, 1978=1992）は、身体の衰えや病気、行動の制約、社会的地位・役割の喪失、経済力の低下などの喪失体験への対応

が重要な課題としている。つまり、これらの問題にうまく対処できないことが社会的な不適合を生むとする。また、エリクソン (Erikson, 1982) は、各発達段階において社会的に求められる発達課題が異なり、それぞれの発達課題に取り組むことで、同じ発達段階にある人々に広く共有されがちなパーソナリティ特徴が形成されていくと考えている。この課題を解決できず、自己統合に失敗することを「アイデンティティの拡散」という言葉で表している。

下仲 (2012) は、「人格が成人期以降にどのような発達および変化が起こるのかについては、現在のところ、諸研究者間の意見は一致していない」と述べているものの、多くの生涯発達の知見に立つ理論を紹介している。特に、フィットボーンら (Whitbourne et al., 1992)、フィールドとミルサブ (Field & Millsap, 1991) の研究がエリクソンの心理・社会的発達課題である統合性を支持する結果となっていることを強調している。つまり、エリクソンの発達課題の達成と BIS/BAS 感受性や生活環境の相互作用を検討する必要があると考える。

(3) ソーシャル・サポートとパーソナリティ

ヴィノカーら (Vinokur, et al., 1987) は、ベトナム戦争からの帰還兵486人に対し、i) ソーシャル・サポートの受け手にとって重要な意味を持つ他者が現実提供したと報告するサポートの程度 (①情緒的、②評価的、③情報的)、ii) 「一般化された否定的な視点 (generalized negative outlook)」という比較的安定したパーソナリティ (①過去における両親との関係、②自分の日常生活や対人関係を現在どう見ているか、③自分自身をどう見ているか)、iii) 不安と抑うつ程度指標という3変数を独立変数とし、受け手が認知するソーシャル・サポートの程度を従属変数として、最初のデータ収集から4か月後と12か月後に同じ調査を行った。その結果、認知されたソーシャル・サポートを最も強く規定するのは、他者が実際に提供したソーシャル・サポートの程度であった。受け手の世界観である「一般化された否定的な視点」もソーシャル・サポートの認知に影響を与えたが、その影響力の大きさは提供されたソーシャル・サポートの程度をしのぐものではなかった。不

安や抑うつ程度の影響力は非常に小さいものであった。ヴィノカーらの研究結果を見る限り、人が良好な対人関係の中に身を置くことが基本的に重要であると思われるが、あとは、そのことに気付くか気付かないか、積極的に利用しようとするかしないかである。浦（1992=2004）は、「幼児期の経験やパーソナリティなどの影響によって自らの世界を肯定的にみることができなくなってしまった人物は、自分をサポートしてくれる人物が周りにいてもそのことに気づきにくく、せっかくのサポートをうまく利用できないということなのではないでしょうか」と述べている。また、藤野・狩野（1983）は、YG性格テストを用いて、ソーシャル・サポートと性格特性の研究を行っている。藤野らは、社会的適合度が高い人はサポート得点が高いが、「抑うつ性」、「劣等感」の強い傾向を持つ人はサポート得点が高いことを見出している。これらのほか、ソーシャル・サポートの受領とパーソナリティあるいは性格が関係しているとする先行研究が複数発表されている。ただし、パーソナリティ測定の数値は一定していないし、犯罪者とソーシャル・サポートに関する研究はない。つまり、「一般化された否定的な視点（generalized negative outlook）」というパーソナリティ尺度の内容が本モデルに適さないと考えるので、これをBIS/BAS日本語版に、また、ソーシャル・サポート尺度を吉住（2013）のものにして結果を検討する。その際、福岡（2000）が、サポートをリソース別に測定することの重要性を指摘していることから、本モデルにおいても、サポートが期待できる他者とソーシャル・サポートの内容・程度について調査する必要があると考える。

4 高齢者犯罪を説明するための統合モデル

図1は、人間の生涯の過渡期をおおまかに3段階に分けている。これは、レビンソン（Levinson, 1978=1992）の研究に倣った。つまり、レビンソンは、男性のライフサイクルを児童期と青年期、成人期、中年期、老年期の4段階に分けている。そして、それぞれ次の期への4～5年の過渡期があるとし、児童期と青年期から成人への過渡期は17歳から22歳、成人期から中年期

への過渡期は40歳から45歳、中年期から老年期への過渡期は60歳から65歳であり、それぞれの過渡期に課される問題をどれだけ達成できるかが人格形成に影響を与えているとしている。

第1に、児童期と青年期は、自活能力に欠けるから自ら人格を形成するというよりも、両親や教師、友人など他者から大きな影響を受けてパーソナリティが形成される受動的な立場である。したがって、遺伝と相まってBIA/BAS感受性がバランスよく備われば、エリクソン（Erikson, 1982）が主張するような基本的信頼、自主性・自立性、勤勉性などの発達課題を身に付けていく。そしてこれらは、両親や教師、友人などとの良質な人間関係の構築に係っている。したがって、遺伝と相まって家庭環境や躰が悪くBIA/BAS感受性がうまく備わらず、セルフ・コントロールができないと発達課題が達成できなかつたり非行に走ったりする可能性が高く、万引きの成功体験などの学習によって非行が習慣化する。一方、家庭環境や躰がよくBIA/BAS感受性がうまく備わり、セルフ・コントロールができれば発達課題も達成でき、非行とは無縁のパーソナリティが形成される。ただし、BIA/BAS感受性がうまく備わっていれば例え何らかの環境変化で非行を犯しても、成人期に至るまでの過渡期にソーシャル・サポートをうまく受容できれば、非行から立ち直ることができ、成人期の発達課題に挑戦することができる。ただし、浦（1992=2004）は、「ストレスが一定のレベルを超えるものになると、どれほど親密な夫婦であっても、どれほど友人に頼りになる人がいたとしても、人はストレスに陥り、抑うつを高め、適応の水準を下げでしまう」と述べている。つまり、可能な限り早い時点でのサポートが重要だと思われる。

第2に、成人期から中年期は、一家を構え、職場で中心的な立場となるなど、能動的に自己の人生を築く時期である。仕事や結婚を通じて社会や他者との関係が深まるとともに、多くのストレスフルな出来事を体験する。また、仕事や人間関係を基に同一性、親密性、生殖性といった発達課題を身に付けなければならない。また、児童期から青年期に身に付けるべき発達課題

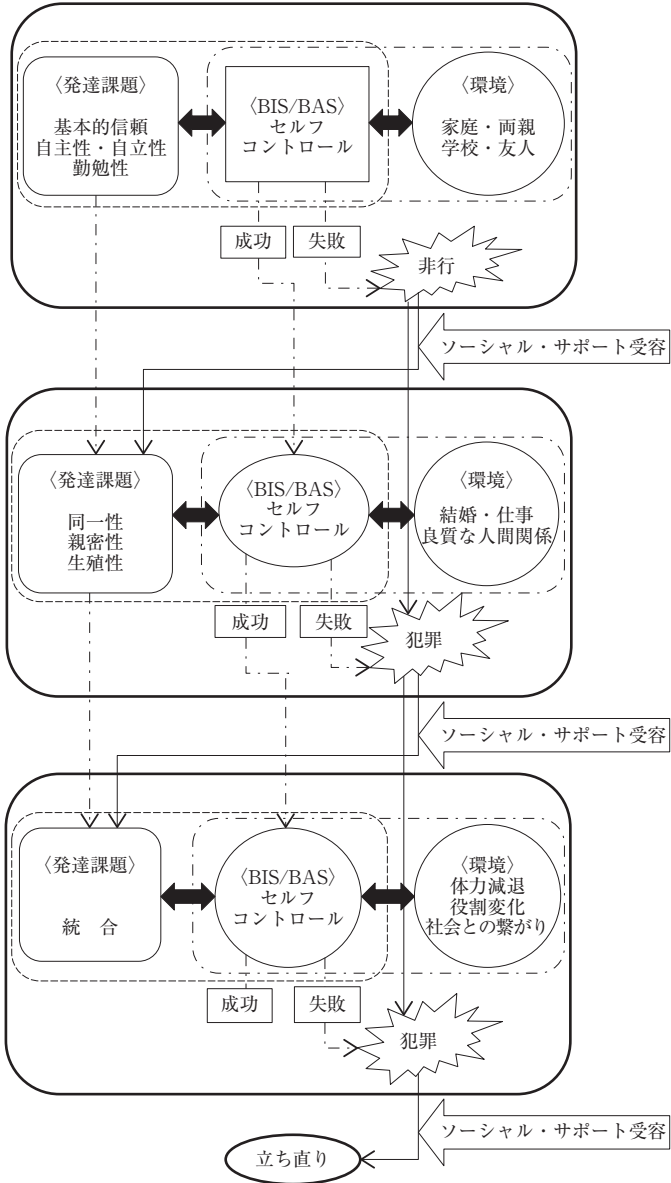
が残っている場合は、それらについてもクリアしなければならない。

安定した仕事に就けなかったり、結婚生活がうまくいかなかったりして BIS/BAS 感受性のバランスが崩れ、セルフ・コントロールができない状態に陥ると犯罪に走ったり発達課題を達成できなかったりする。さらに、学習によって犯罪行動が強化される可能性がある。ただし、児童期から青年期に犯罪が習慣化してしまった場合であっても、老年期に至るまでの過渡期にソーシャル・サポートをうまく受容できれば、犯罪から離脱し、老年期の発達課題に挑戦することができる。

第3に、老年期は、加齢に伴う機能喪失や失敗や挫折の経験というストレスフルな喪失体験を克服しながら、人生の終焉を迎えるために自己の統合という発達課題を身に付けなければならない。また、成人期に身に付けるべき発達課題が残っている場合は、それらについてもクリアしなければならない。安定した収入（年金・介護保険）や良質な人間関係が築けない場合は、自己の統合に失敗し、自信を喪失して絶望感に打ちひしがれたり、社会的な不適合を起こしたりして孤立するとバランスの良い BIS/BAS 感受性やセルフ・コントロールを維持することが難しくなると考えられる。そして、万引きの成功体験や「高齢者だから許される」と世の中に対する甘え、「迷惑をかける人などいない」という開き直りなどによって犯罪行為を強化してしまう可能性がある。ただし、成人期に犯罪を習慣化させてしまった場合であっても、ソーシャル・サポートをうまく受容できれば、犯罪から離脱することができる可能性がある。自己統合に成功すれば BIS/BAS 感受性のバランスが再び保たれて社会的に適合できるから高い自由度を肯定的に捉えてゆったりと暮らす可能性が高い。

マルナ (Maruna, 2001) は、「何らかの外部の力、すなわち元犯罪者を『信じてくれる』誰かの力が働き、『ずっとそうしようと思っていたこと』を成し遂げられるようになる。また、新たな力をもらった元犯罪者は、感謝の気持ちを示すため、社会に何かをお返ししようとする。この過程は『やり直す (making good)』過程として特徴付けることができる。この回復の脚本

図1 高齢者犯罪を説明するための統合モデル



は、自分自身のトラブルだらけの過去を『切り落とす (knifing off)』ことなく、むしろ、本人が恥じている過去を、生産的で意味がある人生の必然的な序曲として書き直すことを可能にする。『自分のせいではなくて、環境のせいだ』。これが、今回のサンプルの中の、現役の犯罪者の間で、最も頻繁に用いられた言い訳である」とも述べている。犯罪からの離脱とは、再生であり、力を得ることであり、本当の自分を発見することであり、自分自身を向上させることである。結局、やり直しが、単に刑事司法制度の力に屈することとして述べられることはない。事実、犯罪から離脱している人々は皆、まったく逆の主張をする。反権威的な反逆者にとって、犯罪からの離脱は、心変わりではなく、一生の人格と一致した、まさにもう一つの冒険として物語られる。そうすることによって、本人は、自らの犯罪からの離脱を、人格の変化というよりはむしろ人格の継続の中で起こることとして枠づけることができる。やり直すための努力の中で、元犯罪者が直面する最も困難な問題は、部分的には、自分たちが、自分たち自身に対して、作り上げてしまったものである」と述べている。

最近、元暴走族で現在は NPO 法人の代表として自らの少年時代の体験と同じような境遇の少年院退院者の立ち直り支援を行っている青年と会話をしていたところ、彼が筆者に対し、「一人では不良になれないし、一人では立ち直りはできない」と述べたが、非行に走る人間が置かれた立場とその後の立ち直り過程を一言で表していると感じた。

影山 (2013) も、「違いはさておいて、認知的変化に関するジオーダノらの、罪の贖いの台本に関するマルナの、そして行為者性に関するラウブと Sampson らの各業績において一致していることは、犯罪者は彼らのライフ・コースにおいて辿る経路は能動的な参与であるという点である」と述べているが、本人の意思もさることながら、必要とする支援の手が届くかどうかということなのである。そうであれば、当然、高齢になって犯罪を繰り返す者についても、そのような機会があれば立ち直りが可能であると考えられる。ラウブと Sampson (Loub & Sampson, 2003) は成人期における犯罪の停止の

過程に5つの側面があることを明らかにしており、そのうち第5の側面は、与えられた犯罪停止の機会に抵抗するのか、意図的にこの機会をとらえるのかを拒否するのかという動機づけを自ら行う「行為者性（社会的状況において発生する新たな資産）」を持っているとする。

影山（2013）は、「行為者性を構成しているのは統制理論に動機づけを付加したものである。…しかし、困難は、行為者性のまさにその性質は実際には測定できないことである」と述べている。この点は、おそらくソーシャル・サポートをうまく受け入れられるか否かという問題であり、そこにもBIS/BAS感受性が大きく関係すると思われる。

ヴィノカーら（Vinokur, et. al., 1987）は、受け手が認知するサポートの程度と他者が提供したサポートの程度を測定した結果、幼児期の経験やパーソナリティなどの影響によって自らの世界を肯定的にみることができなくなってしまった人は、自分をサポートしてくれる人物が周りにいてもそのことに気づきにくく、せっかくのサポートをうまく利用できないことを明らかにした。日本の累犯高齢者の多くは、これまでソーシャル・サポートをうまく利用できなかったのではないかと考える。

5 今後の展開

証明しようとする仮説は、「万引きを繰り返す高齢者は、万引きの現場で規範意識が働いていない。」ということである。

そこで、高齢者になってから万引きを行って受刑した者（対象群）及び社会経済的地位は高くないが地域において平穏に生活している高齢者（統制群）の協力のもと同一内容の質問紙調査を実施する。

これらの質問紙は、セルフ・コントロール尺度短縮版（尾崎ら、2016）日本語版、BIA/BAS日本語版（高橋ら、2007）、エリクソンの発達課題達成尺度（下仲ら、2000）のほか規範観念尺度（Hirchi, 1964）及びフェイスシートで構成されている。フェイスシートでは、性別、年齢学歴のほか、幼年期・青年期における養育者（家族）、躰の強度、幼少期の暮らし向き、現役

時代の主な職業、現役時代の暮らし向き、婚姻歴、老年期における職業、主な収入源、月収、現在の家族等について質問する。また、対象群に対しては、万引き行為を行っていた時期、刑事施設収容直前の万引きの頻度等について質問する。

一連の調査によって、対象群と統制群の i) セルフ・コントロール得点の差、ii) BIS/BAS 得点の差、iii) 規範意識得点の差、iv) セルフ・コントロール得点と BIS/BAS 得点、エリクソンの発達課題達成尺度、フェイスシート項目との相関関係などを確認する。また、対象群の個々が支援を望むリソースとそのリソースごとに望む支援の程度について質問し、その受領した支援を感じる程度とパーソナリティの相関関係を確認する。これらの結果により、本モデルの妥当性を検証する。

妥当性が検証できれば、万引きを繰り返す高齢者の犯罪行動が遺伝と環境の相互作用による習慣によるものであることが明らかになる。そうであれば、罰を与える目的で、万引きを繰り返す高齢者を刑事施設に収容しても何ら意味をなさない。刑事責任を問うことさえも何ら効果がないかもしれない。高齢者の再犯問題の多くを解決するためには、一定年齢以上の高齢者による万引き行為を、刑事責任を問わない触法行為とみなし、刑事施設に収容するのではなく「社会の成員として生きるために必要な支援」を鑑別すべきであると考え。その結果により、福祉や医療につなげたり、これまで習得できなかったスキルを身に付けさせたりして仕事と居場所を提供し地域社会の一員として処遇すべきである。

おりしも、政府は労働不足に対処するため65歳以上の高齢者専用のハローワーク窓口を大幅に増設することとした。働き方は十人十色だが「人間は社会的動物」と言われるとおり、進化生物学的にみても群生しなければ生きていけないようにDNAに組み込まれている。独居であっても、仕事を通じて人間のつながりや労働の喜びが醸成され、「孤立」することはないと考える。 Sampson と Laub (Sampson & Laub, 1993) のライフ・コース理論やマルナ (Maruna, 2001) の「やり直す (making good) 過程」でいうところの

成人の立直り、あるいはヴィノカーら（Vinokur, et. al., 1987）のいうソーシャル・サポートの有用性は、まさしくこのことを示しているのだと思う。刑罰を回避し社会復帰を促進しようとする動きはすでに見られる。2013年には全都道府県に地域生活定着支援センターが設立され、いわゆる出口支援が開始されている。また、最近では検察庁や刑事施設にまで社会福祉士や精神保健福祉士が配置されるなど、司法手続きの早い段階から社会復帰支援が行われつつある。犯罪を減らしていくためには、発達に視点をおく対応と状況的犯罪予防の両面が必要と考える。高齢者の万引き行為が条件づけ（習慣）であるとするれば、万引きが行われる店舗等の場の状況を変化させれば、道徳規範のスイッチが入って万引きを行わない可能性がある。本研究は、これら施策の有効性を科学的に裏打ちすることができる可能性を秘めている。

参考文献

- Baltes, P. B., Staudinger, U. M., & Lindenberger, U., Lifespan Psychology — Theory and Application to Intellectual Functioning. *Annual Review of Psychology*, 50, 471-507. (1999)
- Barry, J. B., & Laurie, A. B., Effects of Moral Cognitions and Consumer Emotions on Shoplifting Intentions. *University of Southern Mississippi Psychology & Marketing*. 13 (8), 785-802. (1996)
- Bartol, C. R., & Bartol, A. M., (2005). Criminal Behavior: A Psychosocial approach 7th Edition. 羽生和紀（監訳）. 横井幸久・田口真二（編訳）. 『犯罪心理学—行動科学のアプローチ—』（北大路書房、2006）
- Blanco, C., Grant, J., Petry, N. M., Simpson, H. B., Alegria, A., Shong-min, L., & Hasin, D., "Prevalence and Correlates of Shoplifting in the United States Results from the National Epidemiologic Survey on Alcohol and Related Condition (NESARC)" *American Journal of Psychology*. 165 (7), 905-913. (2008)
- Chales S. Caver & Teri L. Wihite. Behavioral Inhibition, Behavioral Activation, and Affective Responses to Impending Reward and Punishment: BIS/BAS Scales. *Journal of Personality and Social Psychology*. 67 (2), 319-333. (1994)
- Chales S. Caver & Michael F. Scheier. Control Processes and Self-Organization as Complementary Principles. *Personality and Social Psychology Review*. 6 (4), 304-315. (2002)

- H. J. Eysenck, (1964). *Crime and Personality*. アイゼンク (著). MPI研究会 (訳). 『犯罪とパーソナリティ』(誠信書房、1966)
- Erikson, E. H. (1959). *Identity and the Life Cycle*. エリクソン (著). 小此木啓吾 (訳編). 自我同一性—アイデンティとライフサイクル (誠信書房、1975)
- Erikson, E. H. & Erikson, J. M. (1997). *The life-cycle completed: A review, Expanded edition*. エリクソン&エリクソン (著). 村瀬孝雄・近藤邦夫 (訳). ライフサイクル、完結〈増補版〉(みすず書房、2001)
- 江崎徹治「東京都内における高齢者万引き被疑者の現状」早稲田大学社会安全政策研究所紀要4, 167-199. (2012)
- 榎本博明・安藤寿康・堀毛一也『パーソナリティ心理学—人間科学、自然科学、社会科学のクロスワード—』(有斐閣アルマ、2009)
- Feldmeyer, B., & Steffensmeier, D., "Elder Crime — Patterns and Current Trends, 1980-2004" *The Pennsylvania State University Research on Aging*. 29 (4), 297-322. (2007)
- 藤原珠江・狩野素郎『ソーシャル・サポートの効果に関わる性格要因の検討』九州大学教育学部紀要(教育心理学部門), 38, 207-215 (1995)
- 福岡欣治「ソーシャル・サポート内容およびサポート源の分類について」日本心理学会第64回発表論文集144. (2000)
- 古川隆司「社会福祉・老年学からみた高齢者犯罪」警察学論集67, 6 18-32. (立花書房、2014)
- Gray, J. A. The psycho-physiological basis of introversion - extraversion. *Behavioral Research and Theory*, 8, 249-266 (1970)
- Gray, J. A. *Framework for a taxonomy of psychiatric disorder*. In S. J. M. Van Goozen, N. E. Van De Poll, & J. A. Sergeant (Eds.), *Emotions: Essays on emotion theory*. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum, pp. 29-59. (1994)
- Gray, J. P. (1987b). *The psychology of fear and stress*. グレイ (著). 八木欽治 (訳). ストレスと脳 (朝倉書店、1991)
- Gray, J. R. Emotional modulation of cognitive control: Approach-withdrawal states double-dissociate spatial from verbal two-back task performance. *Journal of Experimental Psychology: General*, 130, 436-452. (2001)
- Gottfredson, M. & Hirschi, T., "A General Theory of Crime" Stanford University Press. (1990). (ゴットハードソン, M.・ハーシ, T. (著) 松本忠久 (訳) 『犯罪の基礎理論』(文憲堂、1998)
- Hirschi, T., (1969). *Causes of Delinquency* University of California USA. (トラビス・ハーシ (著) 森田洋司・清水新二 (監修) 森田洋司他 (訳) 『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりをもとめて—最新版』(文化書房博文社、2010)

- Hirschi, T. & Gottfredson, M., "Commentary: Testing The general theory of crime" *Journal of Research in Crime and Delinquency*. 30, 47-54. (1993)
- 北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会『犯罪脆弱者調査最終報告書—犯罪を起こさない、起こさせない社会環境を目指して—』北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会（2011）
- 細井洋子「高齢者犯罪の概要と課題」犯罪と非行. 173, 6-36. (2012)
- 堀田利恵・湯原悦子「高齢になって初めて犯罪に手を染めた女性犯罪者に関する研究（総説）」日本福祉大学社会福祉論集. 123, 69-83 (2010)
- 法務省法務総合研究所編 平成20年版犯罪白書—高齢犯罪者の実態と処遇—
- 法務省法務総合研究所編 平成24年版犯罪白書—刑務所出所者等の社会復帰支援—
- 石川正興（編）『司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題』（成文堂、2014）
- いわて地域犯罪防止研究調査会（ICPR）『犯罪の加害者となる高齢者に関する調査・研究』岩手県立大学社会福祉学部細江研究室（1999）
- J. Robert Lilly, Francis T. Cullen, & Richard A. Ball, *Criminology Theory: Context and Consequences, 5th Edition*. 2011. (影山任佐（監訳）. 藤田真幸他（訳）. 『犯罪学（第5版—理論的背景と帰結—』金剛出版、2013）
- 警察庁刑事局編（1989-2016）. 警察統計年鑑
- 城 祐一郎「高齢者の犯罪はなぜ増加したのか？」犯罪と非行173. 45-60. (2012)
- Daniel J. Levinson, (1978). *The Season of man's Life*. (レヴィンソン（著）. 南 博（訳）. 『ライフサイクルの心理学（上・下）』講談社文芸文庫、1992）
- 『万引きに関する調査研究報告書』「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会（2009）
- Minsky, M. (2006). *The Emotion Machine: Commonsense Thinking, Artificial Intelligence, and the Future of the Human Mind* —. ミンスキー（著）. 竹村洋一（訳）. 武村ミンスキー博士の脳の探検—常識、感情、自己とは—（共立出版、2009）
- 内閣府 平成25年版高齢社会白書
- 内閣府 平成28年版高齢社会白書
- 中尾暢見「激増する高齢者犯罪」専修人間科学論集 社会学偏4（2）, 101-117. (2014)
- Newman, M. B. & Newman, R. P. (1942). *Development through life*. ニューマン&ニューマン（著）. 福富 護（訳）. 新版 生涯発達心理学：エリクソンによる人間の一生とその可能性.（川島書店、1942=1988）
- 太田達也「高齢犯罪者の実態と対策」警察政策11, 126-161 警察政策学会（2009）
- 太田達也「高齢犯罪者の実態と対策」警察学論集67, 6 3-17（立花書房、2014）
- 大久保智生・時岡晴美・岡田涼編『万引き防止対策に関する調査と社会的実践』（ナカニシヤ出版、2013）
- 尾崎由佳・後藤崇志・小林麻衣・沓澤 岳「セルフコントロール尺度縮小版の邦訳およ

- び信頼性・妥当性の検討」心理学研究87, 2 144-154 (2016)
- Robert J. Sampson & John H. Laub. (1992). *Crime and Deviance in The Life Course. Annu. Rev. Social.* 18. 63-84.
- A. Sammons, *Eysenck's theory of the criminal personality*. Criminological psychology. Psychotron. or. UK (2010). <http://www.psychotron.org.uk/newResources/criminologic-al/A2AQBcrimEysenckTheory.pdf>, (2015.11.08)
- Shadd Maruna. (2001). *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*. American Psychological Association (シャット・マルナ (著). 津富 宏・河野 莊子 (監訳). 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」—元犯罪者のナラティブから学ぶ—』(明石書店、2014)
- 下仲 順子 (編). 『老年心理学 [改訂版]』(培風館、2012)
- 総務省統計局 高齢者人口の現状と将来 (1996). <http://www.stat.go.jp/data/topics/topics051.htm> (2013.03.06)
- 高橋雄介他「Gray の気質モデル—BIS/BAS 尺度日本語版の作成と双生児法による行動遺伝学的検討—」パーソナリティ研究15, (3), 276-289. (2007)
- 高橋雄介他「罪の回避と報酬への接近の感受性を測定する3尺度の比較」パーソナリティ研究17, (1), 72-81. (2008)
- Tangney, J. P., Baumeister, R. F., & Boone, A. L., High self-control predicts good adjustment, less pathology, better grandes, and interpersonal success, *Journal of Personality*, 72, 271-324. (2004)
- 橘木俊詔『老老格差』(青土社、2016)
- 浦 光博『支えあう人と人—ソーシャル・サポートの社会心理学—』(サイエンス、1992=2004)
- Lehr, Ursula. *Psychologie des alterns*. (1985). (ウルズラ・レーア (著). 滝川 昇 (訳). 『老いの心理学』六法出版社、1991)
- Vinokur, A., Schul, Y., & Caplan, R. Determinants of perceived social support: Interpersonal transactions, personal outlook, and transient affective states. *Journal of Personality and Social Psychology* 53, 1137-1145. (1987)
- Per-Olof H. Wikström, & Robert J. Sampson. *The Explanation of Crime, Context, Mechanism, and Development*. Cambridge University press. (2006). (パーオロフ・H・ウィクストラム, ロバート・J・サンプソン (編著) 松浦直己 (訳) 『犯罪学研究—社会学・心理学・遺伝学からのアプローチ—』(明石書店、2013)
- Scott E. Wolfe, Michael D. Reisig, & Kristy Holtfreter, Low Self-Control and Crime in Late Adulthood. *Research on Aging* 1-24. (2015)